建築作品。 where the second construction Center Construction Center Construction Center Construction Center Construction Center Center Construction Center Construction Center Construction Center Construction Center Center

手続きガイド ver 2.0

tule Prefectural States & C U

- P2 お近くの窓口
- P 3 業務範囲
- P 4 確認申請の申請方法
- P 5 確認申請の審査の流れ 概要版
- P6 確認申請の審査の流れ 詳細版
- P 7 確認申請の郵送申請の流れ
- P8 確認申請に必要なもの
- P 9 事前調査の重要性
- P10 図書の補正方法 郵送申請の場合
- P11 図書の補正方法 窓口申請の場合
- P12 訂正印の取扱い
- P13 検査エリア
- P14 検査予約について
- P15 完了検査の流れ
- P16 完了検査申請に必要なもの
- P17 手数料
- P18 手数料の免除

お近くの窓口

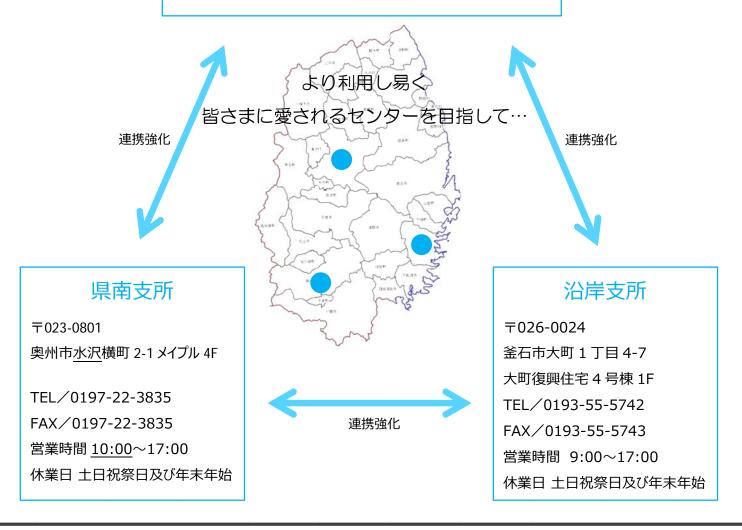
当センターでは、平成28年10月から、盛岡本部(盛岡市)、沿岸支所(釜石市)、県南支所(奥州市)の県内3事務所において、建築確認・検査業務及び適合証明(フラット35)業務を完結型(各事務所決裁※従来は盛岡本部決裁)で行う体制を整えたことから、よりスピーディーかつ地域に密着したサービスが行えるよう、日々努めております。

ぜひ、お近くの窓口で、お気軽にご相談や申請を頂くよう、職員一同、心よりお待ちしております。

盛岡本部

〒020-0045

盛岡市盛岡駅西通 1-7-1 アイーナ 2F 確認評価局確認検査室 TEL/019-623-4420 FAX/019-623-2005 営業時間 9:00~17:00 休業日 土日祝祭日及び年末年始





区域/岩手県内全域

業務の範囲/以下の表に掲げる建築物等

(法第6条の3第1項に規定する構造計算適合性判定が必要なものは除きます。)

平成30年4月から、建築基準法第6条第1項第1号に掲げる建築物(同項第2号 及び第3号に該当するものは除く。)を業務範囲に追加しました。これにより、100㎡を超える 共同住宅、店舗、飲食店、診療所、集会所などの申請が可能となります。

* 判断に迷われる場合は、当センターに、いつでもお気軽にご相談ください。

		建築設備		工作物	
(新!	業務の範囲		【煙突】	【公告塔等】	【擁壁】
		【昇降機】	6m超え	4m 超え	2m 超え
V			10m 以下	10m 以下	3m 以下
1号物件	【木造の建築物】				
※建築基準法	・階数が2以下かつ延床面積が500㎡以下				
第6条第1項	・高さ 13m若しくは軒の高さが 9m 以下				
第1号に掲げる	【木造以外の建築物】	0	0	0	0
建築物のうち、	・階数が1かつ延床面積が200㎡以下				
右記の該当する	・ 旧数//・ 1 //・ 200 111以下				
もの					
3号物件	【型式適合認定取得】				
※建築基準法	・階数が2以下かつ延床面積が500㎡以下				
第6条第1項	・戸建て住宅、兼用住宅、長屋				
第3号に掲げる		0	0	0	0
建築物のうち、					
右記に該当する					
のもの					
4号物件					
※建築基準法		岩手県では確認			
第6条第1項		右子県では唯認 申請は不要	0	0	0
第4号に掲げる		中明は小女			
建築物					

※申請建築物

※申請建築物と同一敷地内にある工作物に

に設ける昇降機 限ります。

に限ります。



確認申請の申請方法

窓口申請と郵送申請から、ご都合の良い方法をお選びください。

郵送申請は、盛岡本部のみ対応しておりますので、ご了承ください。

ICBA の確認申請プログラムで確認(変更)申請を作成された場合は、申請書 1~6 面のデータを、メール(確認代表アドレス kakunin@ikjc.or.jp)又は USB でご提出ください。

沿岸支所

〒026-0024

釜石市大町 1 丁目 4-7 大町復興住宅 4 号棟 1F TEL/0193-55-5742 FAX/0193-55-5743

営業時間 9:00~17:00 休業日 土日祝祭日及び年末年始





情報共有し、 連携しています

盛岡本部

宛先

窓口申請

〒020-0045

盛岡市盛岡駅西通 1-7-1 アイーナ 2F 確認評価局確認検査室 TEL/019-623-4420 FAX/019-623-2005

営業時間 9:00~17:00 休業日 土日祝祭日及び年末年始



郵送申請



情報共有し、 連携しています

県南支所

〒023-0801

H30. 4. 1 から「区」が削除された住所となります。

奥州市水沢横町 2-1 メイプル 4F

TEL/0197-22-3835 FAX/0197-22-3835

営業時間 10:00~17:00 休業日 土日祝祭日及び年末年始

三二二 窓口申請



確認申請の審査の流れ 概要版

平成 19 年の法改正により、軽微な誤記や記載漏れなどを除き、図書の差替えや訂正がある場合には、再申請を求めることとなっております。

そのため、当センターでは、本申請前に設計図書のチェックを十分に行い、あらかじめ建築計画の内容を確定するため、事前協議を行っております。

事前協議を行うかどうかは、申請者さまにて選択して頂きますが、郵送申請の場合は事前協議からのみとなりますので、ご留意ください。

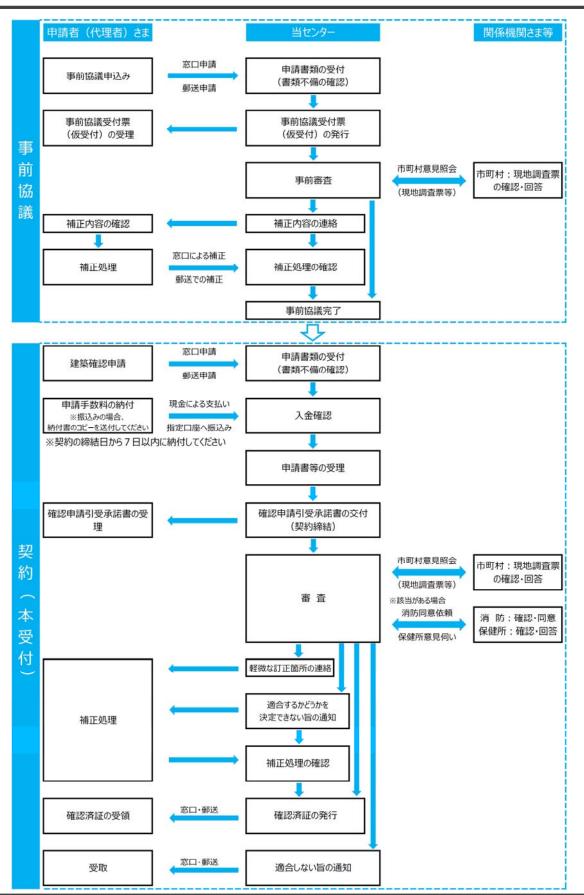
*詳細版は、次頁の「建築確認審査の流れ」をご参照ください。 [申請者(代理者)さま] [当センター] 事前協議 事前審查 本申請 受付 契約(本申請)·手数料受領 引受承諾書受領·手数料支払 審査 市町村意見照会/消防同意 /保健所意見照会手続き等 再検討 補正の連絡 補正処理 補正内容の確認 C Point サービスにお申込 適合する場合 み済の場合、ポイント付与

確認済証の交付

確認済証の受領



確認申請の審査の流れ_詳細版



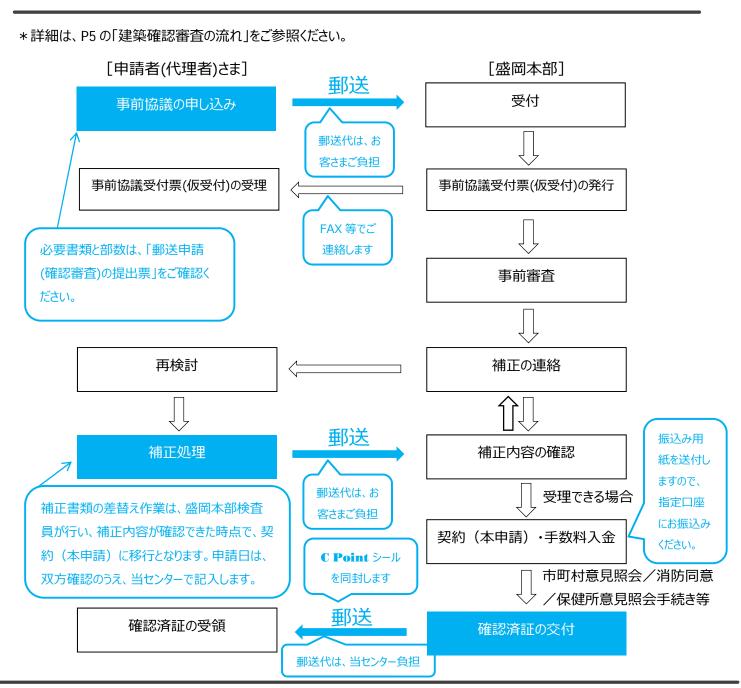


確認申請の郵送申請の流れ

郵送申請は、盛岡本部で対応し、事前協議からのみとなりますのでご了承ください。

「確認申請書等の申請・補正処理・確認済証等の受領」の一連の流れを、すべて郵送により 完結できますが、ご希望により途中からの窓口対応も可能ですので、お気軽にお申し付けください。 郵送中のトラブル(書類紛失等)について、当センターでは責任を負えないことについてご了 承頂き、申請者さまの責任において確実な方法での申請をご検討ください。

確認申請書等は信書に該当しますので、郵便又は信書対応の便をご利用ください。



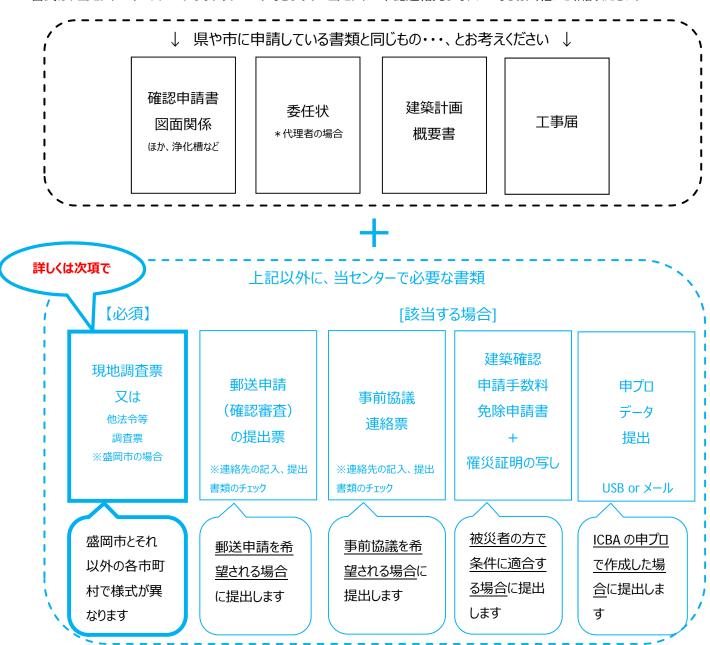


確認申請に必要なもの

郵送申請の場合、いままでご提出頂いていた書類のほかに、「郵送申請(確認審査)の提出票 | が 1 部必要となります。 * 窓口申請の場合は不要(従来のとおり)です。

「郵送申請(確認審査)の提出票」の記載内容は、①連絡先のご記入 ②提出書類のチェック となります。ご面倒をおかけいたしますが、書類紛失防止とスムーズな事前審査実施のため、必要事項のご記入と書類の提出について、ご理解とご協力をお願いいたします。

- *必要部数などは「確認審査図書の綴じ方(参考)」をご参考としてください。
- *書式は、当センターホームページよりダウンロードできます。 当センター下記連絡先まで、いつでもお気軽にご相談ください。

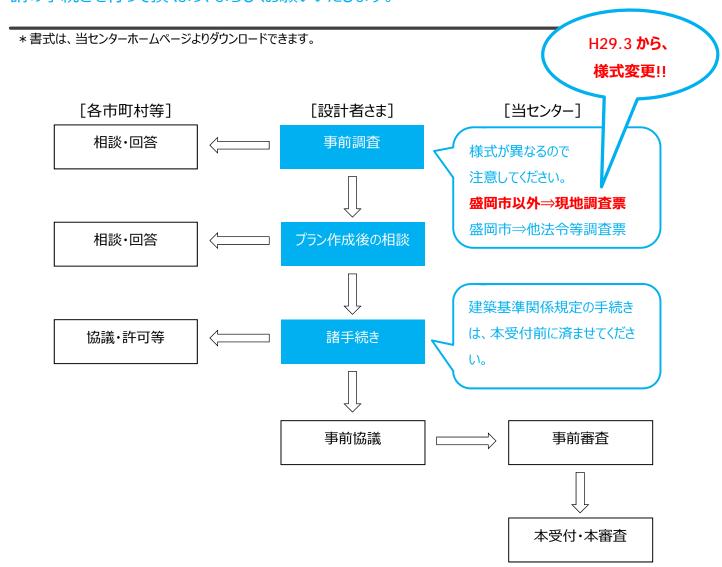




事前調査の重要性

建築関係の諸法令は年々複雑となっており、特に沿岸被災地では、新たな規制の網掛けや 用途地域の変更など、日々更新されている状況化にあります。また、各市町村による特別の決め 事や判断基準などもあるため、最新情報の収集や事前調査が重要不可欠であることは言うまで もありません。

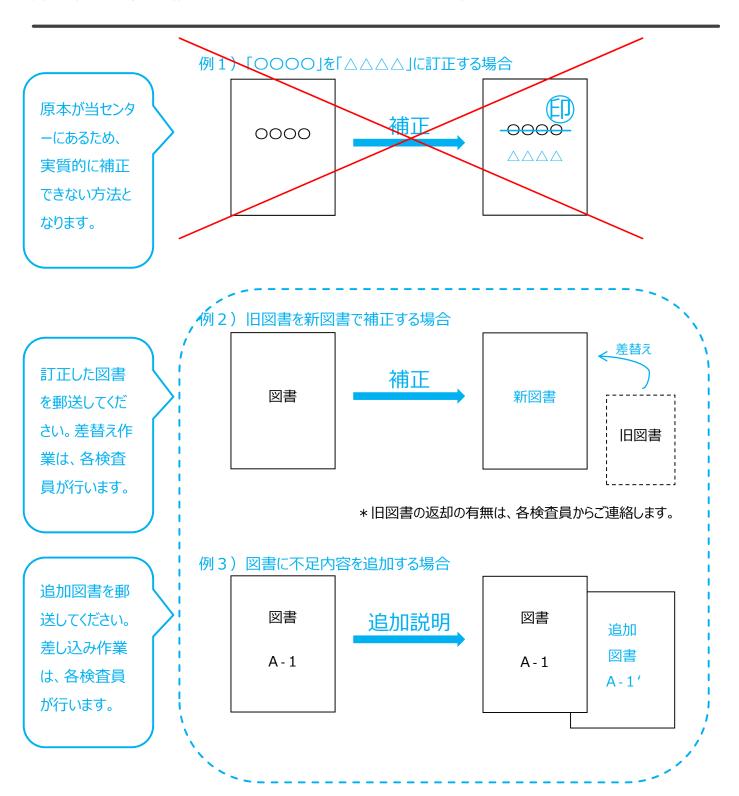
そのため、当センターでは、「現地調査票(又は、他法令等調査票)」を重要な位置づけとしておりますので、設計者の皆さま方におかれましては、事前調査の重要性を十分にご認識頂き、建築計画の前段階で、各市町村等の関係課と十分に協議されたうえで、当センターでの確認申請の手続きを行って頂くよう、よろしくお願いいたします。





図書の補正方法 郵送申請の場合

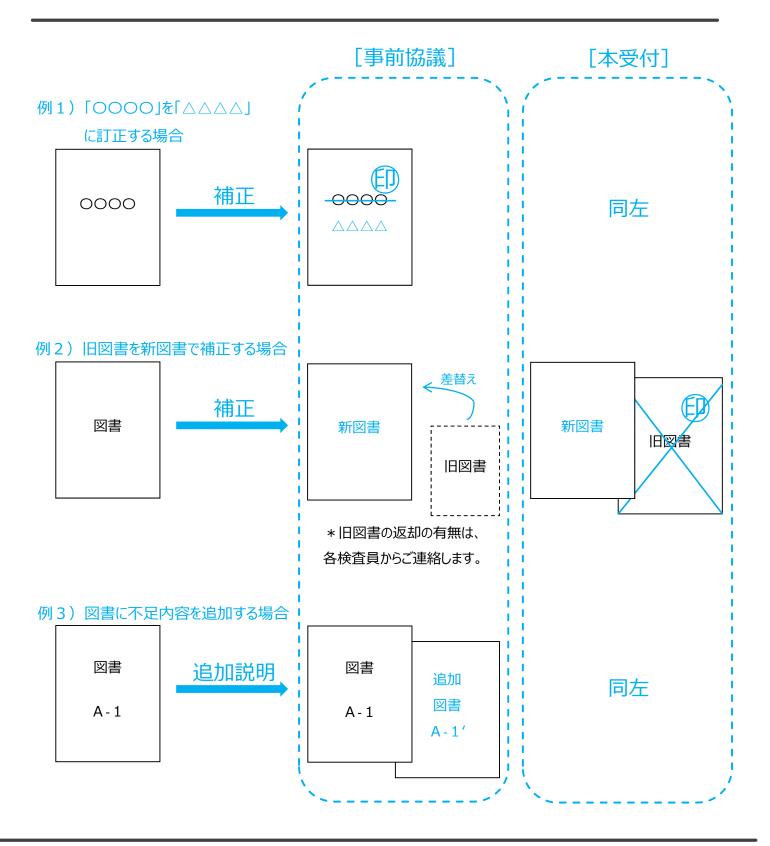
郵送申請の場合の補正方法は、次のとおりとなりますのでご確認ください。





図書の補正方法 窓口申請の場合

窓口申請の場合の補正方法は、次のとおりとなりますのでご確認ください。



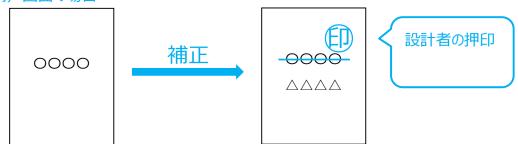
訂正印の取扱いは、次のとおりとなりますのでご確認ください。

例)申請書(第一面から第六面)の場合



申請者または代理者の押印も可(当面は、設計者の押印も可とします)

例) 図面の場合



例) 訂正印必要の有無

	訂正	追 記	<	
事前協議	要	不要		
本受付	要	要		

ケースにより異 なります

「Matter Perfectural 検査エリア Matter Construction Institute Control Cont

当センターでは、盛岡本部(盛岡市)、沿岸支所(釜石市)、県南支所(奥州市)の3 事務所を設けており、「検査エリア」を分けることで、代理者さまのご希望の検査日時に沿えるよう、 円滑な検査体制を整えております。





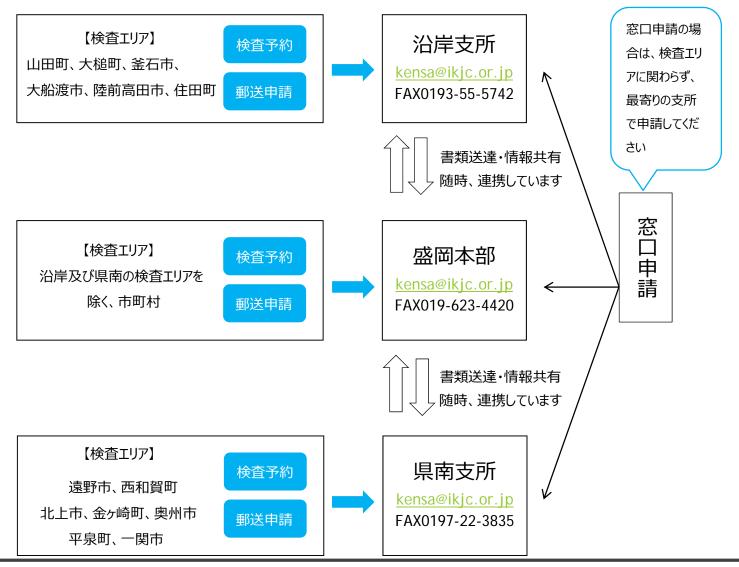
検査予約について

よりスムーズなご融資のお手続きや引き渡しまでのスケジューリングを行うための一助となるよう、 従来から行っている検査日の窓口予約に加え、メールや FAX を利用した事前予約を、平成 30 年 4 月から開始します。

予約のご連絡はいつからでも可能ですが、「検査予約票(完了検査・適合証明現場検査)」 に必要事項(検査希望日と連絡先)をご記入のうえ、メール(検査代表アドレス kensa@ikjc.or.jp)又は検査エリアに応じた各事務所の FAX 宛に、送信をお願いします。 完了検査申請書は、検査希望日の 4 日前(土日祝祭日含まず)の午前中までに、必ず申

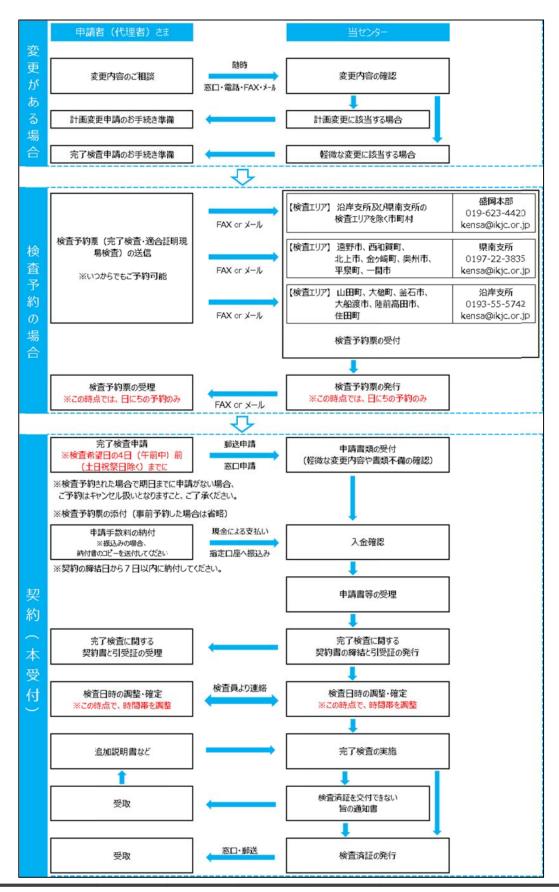
請してください。なお、郵送申請の場合は、検査エリアに応じた事務所宛にお送りください。

- *書式は、当センターホームページよりダウンロードできます。
- * 盛岡本部、沿岸支所、県南支所それぞれで検査エリアを分けることで、円滑な検査体制を整えております。





完了検査の流れ





○ 完了検査申請に必要なもの

郵送申請の場合、いままでご提出頂いていた書類のほかに、「郵送申請(確認審査)の提 出票 |が1部必要となります。 *窓口申請の場合は不要(従来のとおり)です。

「郵送申請(確認審査)の提出票」の記載内容は、①連絡先のご記入 ②提出書類のチェ ックとなります。ご面倒をおかけいたしますが、書類紛失防止とスムーズな事前審査実施のため、 必要事項のご記入と書類の提出について、ご理解とご協力をお願いいたします。

*書式は、当センターホームページよりダウンロードできます。 当センター下記連絡先まで、いつでもお気軽にご相談ください。 ↓ 県や市に申請している書類と同じもの・・・、とお考えください ↓ 完了検査申請書 建築計画 委任状 変更図等 工事写真 概要書 *代理者の場合 *軽微変更の場合 ほか、浄化槽の 24 時 *軽微変更の場合 間漏水検査報告書 H30.4~新!! ト記以外に、当センターで必要な書類 [該当する場合] 【必須】 完了検査申請 検査予約票 郵送申請 手数料 (完了検査・ (完了検査) 免除申請書 適合証明 の提出票 現場検査) 罹災証明の写し ※連絡先の記入、提出 書類のチェック 被災者の方で 提出時期は、次のどちらか

条件に適合す

る場合に提出

します

①事前予約希望の場合は、いつからで

も メール or FAX で先に送信

②完了申請時に添付

郵送申請を希

望される場合

に提出します



手数料/平成30年4月1日から一部改定します。

お支払期日/契約の締結日から7日以内

お支払い方法/・窓口:現金によるお支払(券売機)

・振込:当センター指定口座へのお振込み

・一括:手数料まとめて月払い(条件あり、盛岡本部までご相談ください。)

※振込み手数料は申請者様ご負担にてお願いいたします。

お値引きできる場合があります。

確認申請と適合証明(フラット 35)をお申込

み頂くと、適合証明の手数料から2100円を

*詳細は、「一般財団法人岩手県建築住宅センター確認検査業務手数料規程」によります。

●建築物(1申請あたり)

朱書き箇所が

改定部分

床面積の合計	確認審査手数料	完了検査手数料
30 m以内	8,000円	15,000円
30 ㎡を超え 100 ㎡以内	14,000円	18,000円
100 ㎡を超え 200 ㎡以内	21,000円	24,000円
200 ㎡を超え 500 ㎡以内	27,000円	33,000円
500 mを超える	48,000円	51,000円

*1 天空率加算 5,000 円 *2 特例なしの加算 5,000 円

(*1と*2の額は、確認・変更手数料に加算します。"特例"とは、法第6条の4に規定する確認の特例のこと。)

- *計画変更: 当該計画の変更に係る部分の面積の 2 分の 1
- *移転、大規模の修繕若しくは模様替え、<mark>用途変更</mark>: 当該移転、大規模の修繕若しくは模様替え、用途変更に係る部分の面積の2分の1

●昇降機

	確認審査手数料	計画変更手数料	完了検査手数料
1 基あたり	12,000円	6,000円	18,000円

●工作物

	確認審査手数料	計画変更手数料	完了検査手数料
1申請あたり	11,000円	6,000円	12,000円

●証明書 1 通 1,000 円 ●再発行(H28.10.1 以降の受付物件に限る。) 1 通 5,000 円

手数料の免除

このたびの東日本大震災で被災された皆さまに対し、心からお見舞いを申し上げます。 当センターでは、住宅などの建築をとおして、県民の皆さまが幸せになるお役に立つことを使命と しております。

そのため、被災された皆さまの一日も早い安全で安心な住まいの再建を願い、確認(変更) 審査及び完了検査の手数料を免除(無料)とさせて頂くことで、少しでもお役に立てればと思っております。

対象/原則、「東日本大震災」において、住宅(持家に限る。併用住宅の場合は2分の1以上が住宅の用途であるもの)に被害を受け、半壊以上の罹災証明がある方が、住宅 (併用住宅等も可)を再建する場合

期間/平成31年3月31日まで ※毎年3月に見直し、ホームページでお知らせします。

完了申請の場合 → 「完了検査申請手数料免除申請書」と「罹災証明の写し」を1部

●建築物(1申請あたり)

床面積の合計	確認審查手数料	完了検査手数料
30 ㎡以内	8,000円 ⇒ 無料	15,000円 ⇒ 無料
30 ㎡を超え 100 ㎡以内	14,000円 ⇒ 無料	18,000円 ⇒ 無料
100 ㎡を超え 200 ㎡以内	21,000円 ⇒ 無料	24,000円 ⇒ 無料
200 ㎡を超え 500 ㎡以内	27,000円 ⇒ 無料	33,000円 ⇒ 無料
500 ㎡を超える	48,000円	51,000円

計画変更手数料:500 ㎡以内まで無料

- *1 天空率加算 5,000円 ⇒ 無料
- *2 特例なしの加算 5,000 円 ⇒ 無料

^{*} 書式は、当センターホームページよりダウンロードできます。

^{*}免除を受ける場合、確認申請、計画変更申請又は完了検査申請を提出する際に、以下の添付をお願いいたします。 確認・計画変更申請の場合 → 「確認申請手数料免除申請書 L と「罹災証明の写し」を 1 部

^{*}判断に迷われる場合は、当センター下記連絡先まで、いつでもお気軽にご相談ください。